診療費の減免を申請される患者様へ

しゃかいいりょうほう じんどうじんかい 社会医療法人同仁会

当院では、平成 年 月 日より社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として「無料及び低額診療事業」を開始いたしました。

申請される態者様は、下記の説明をお読みの主、必要書類を添えて申請いただきますようお願い申し上げます。

記

1. <u>はじめに</u>

が発記定につきましては、生活保護法による「最低生活水準」を基本に申請者の世帯 収入、性発環境、家族構成、家計状況などを完に計算致します。

つきましては、同じように見える態者様同士でも承認・不承認と分かれる場合がございます。ご留意下さい。

また、福祉医療・公費医療などを受給されている簡者様は、対象外となっております。ご智慧でさい。

※対象外となる芳に関しましても、生活相談等を行っております。ご遠慮なくご相談下さい。

2. 単請について

単請につきましては以下の**書類(**資料)をご用意下さい。

- ① 診療費減免申請書 ・・・・記入例【無低様式-04】を診照下さい。
- ②収入の確認ができる資料
 - ・ 豁等朔知書(査遊3ヶ月分)もしくは、課税証朔書
 - 源泉徴収書
 - ・ 確定単告の控え (前年度分)
 - ・ 雑念証書もしくは、雑念改定通知書・振込通知書 等々、収入のわかる資料。
- ③ 健康保険料等の証明書
 - ・健康保険料、介護保険料、年金保険料、住民税の支払い額がわかる資料。
- ④ 健康保険証のコピー
- ※ 同居者で収入のある芳(牲釜含む)がおられる場合は、荃賞芬の所得を確認できる資料を提出してください。
- ※ 1世帯1申請書(必要書類は室賞分)を提出していただければ結構です。

3. 認定相談(面談) について

申請当旨もしくは後日、稍談賞による窗談をさせていただきます。 ※窗談当日、印鑑をお持ち下さい(朱肉的・・・シャチハタ以外)

4. 認定について

がかなんで、げなめん 面談後、減免の承認・不承認を通知します。

減免量認された態者様につきましては、「無料・低額診療券」が発行されます。 減免割合については、認定審査(認定基準)の上、1割減免~10割減免に分かれます。 減免期間については、前請年度の認定~1か月、最大3か月を基本とします。

※ 減免期間中であっても、再申請・必要書類の再提出をお願いすることがございます。

5. 減免される診療範囲

医療保険が適用される診療範囲の患者負担金

- ※ 保険調剤薬局(お薬代)や茸原総合病院、茸原調クリニック以外の医療機関では 対象となりません。
- ※ 介護(保険)の負担金については対象となりません。

6. 申請書(必要書類)提出場所

単請書を受け取られた事業所、者しくは、ご利用されている(される)以下の精院、診療所、の素質で提出して下され。

• 茸蒝終苔矯院	072-241-0501
・ 耳原 鳳 クリニック	072 - 275 - 0801
・みみはら高砂クリニック	072 - 241 - 4990
・耳原老松診療所	$0\ 7\ 2 - 2\ 4\ 5 - 5\ 9\ 5\ 1$
・みみはらファミリークリニック	072 - 252 - 1507
* 耳原歯科診療所	072-245-2912

以上